

提出期限 令和7年1月31日

給与支払報告書提出時の仕切り紙による選別について(お願い)

給与支払報告書の提出にあたり、特別徴収対象者・退職者・普通徴収対象者の選別にご協力をお願いします。

同封した仕切り紙・切替理由書を使用し、①特別徴収対象者（給与天引きできる人）の給与支払報告書をピンク色の仕切り紙で、②退職者の給与支払報告書を黄色の仕切り紙で、③普通徴収対象者（乙欄対象者・給与が毎月支給されない等の理由で給与天引きできない人）の給与支払報告書を水色の普通徴収への切替理由書で、それぞれとりまとめて提出をお願いします。

綴じ方 (見本)

総括表 (表面右側)

①特別徴収の仕切り紙（ピンク色）

(特別徴収分) 給与支払報告書

②退職者の仕切り紙（黄色）

(退職者分) 給与支払報告書

名称・所在地・送付先変更がある場合は表面左側の提出をお願いします。

③個人住民税普通徴収への切替理由書（水色） ※

(普通徴収分) 給与支払報告書

※【個人住民税普通徴収への切替理由】

- a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
 - b. 給与が支給されない月がある
 - c. 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみに限る）
 - d. 退職予定者（5月末までに退職予定の者）
- 切替理由書内の理由a～dのうち該当する項目の【人】に人数を記載してください。
- 左記の理由に該当しない場合は、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則特別徴収となります。

給与支払報告書の電子化について

令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書の提出について、基準年（前々年）の提出枚数が100枚以上である給与支払者は、eLTAX（エルタックス）又は光ディスク等（FD・MO・CD・DVD）による提出が義務付けられました。

※令和7年度の基準年は令和5年度となります。

※基準年の提出枚数が100枚未満の事業所でも、eLTAX（エルタックス）および光ディスク等により提出することができます。

詳しくはエルタックスホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>